

2こ第1377号

令和2年10月9日

岡崎市子ども・子育て会議 会長 様

岡 崎 市 長



特定教育・保育施設の利用定員設定について（諮問）

このことについて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項の規定に基づき、貴機関の意見を求めます。

事務局 こども部こども育成課施策係

電話 0564-23-6798 FAX 0564-23-6833

e-mail kodomo@city.okazaki.lg.jp

やはぎみやこ幼稚園の特定教育施設への移行に伴う利用定員の設定

1 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可等を受けている施設・事業者からの申請に基づき、市町村が施設型給付の対象として当該施設・事業を確認し、財政支援の対象とすることとされている。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業の設置者・事業者からの申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになる。

※1 教育・保育施設： 認定こども園、幼稚園、保育所

※2 地域型保育事業： 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

(2) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関する意見聴取

子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第3項）では、新たに市町村が給付の対象として施設・事業を確認する際に、子ども・子育て会議において、教育・保育施設及び地域型保育事業の「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

※ 利用定員を変更する場合、子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられておりません。

2 利用定員の設定方法

(1) 岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（令和元年条例第38号。以下「運営基準条例」という。）に基づく利用定員の設定

本市では、平成26年度に岡崎市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、運営基準条例に基づき特定教育・保育施設の施設・事業ごとの利用定員を設定している。

◆特定教育・保育施設等の利用定員に関する基準

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	区分（1号 2号 3号）
認定こども園	20人以上	1号 / 2号 / 3号 ※1
幼稚園	特に定めなし	1号
保育所	20人以上	2号 / 3号 ※1
小規模保育	A型・B型 ⇒ 6人以上19人以下 C型 ⇒ 6人以上10人以下	3号 ※1
家庭的保育	1人以上5人以下	3号 ※1
事業所内保育	※下表「事業所内保育における利用定員の設定方法」のとおり。	3号 ※1
居宅訪問型保育	1人	3号 ※1

※1 3号認定こどもの区分については、0歳と1・2歳に区分して利用定員を設ける。

◆事業所内保育における利用定員の設定方法

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(2) 利用定員の遵守

特定教育・保育施設等は、利用定員を超えて受入れをすることができない。ただし、次に掲げる事由に当てはまる場合は例外として、利用定員を超えた受入れをすることができる場合がある。

利用定員を超えた受入れが可能な場合		解 説
①	年度途中における需要の増大への対応	年度途中において、育児休業明けや利用希望者の増大への対応をする場合。
②	子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応	他の特定教育・保育施設等の撤退時の受け皿として対応する場合。
③	児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応	市町村の児童福祉法に基づく措置に対応する場合。
④	災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合	被災をした者の受入れや、虐待等の理由で緊急入所に対応する場合。また、市町村がやむを得ない事情があるとして認めた場合。

(3) 認可と確認の関係

認可を受けた施設・事業が施設型給付（財政措置）の対象となるために、市町村の確認を受けることとなる。

	認 可	確 認
根拠法	認定こども園 認定こども園法（第 13 条等） 幼稚園 学校教育法（第 3 条） 保育所 児童福祉法（第 45 条） 家庭的保育事業等 児童福祉法（第 34 条の 16）	子ども・子育て支援法 ① 確認（第 31 条、第 43 条） ② 確認に基づく基準の遵守 （第 34 条、第 46 条）
基準	認可権者が定める基準（設備・運営）を遵守しなければならない。	① 教育・保育施設の区分及び地域型保育の種類に応じ、認可権者が定める基準（設備・運営）を遵守しなければならない。 ② 市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならない。
財政措置	認定こども園・幼稚園・保育所 → 施設型給付 家庭的保育事業等 → 地域型保育給付	
定員の 設定方法	認可権者が定める基準（設備・運営）の範囲内で認可定員を設定。	認可定員の範囲内で利用定員を設定。

(4) 利用定員の設定に関する留意事項

- ア 利用定員の設定は、教育・保育施設及び地域型保育事業を給付の対象として確認をする際に、地域の需要等を踏まえて、認可定員の範囲内で、市で調整をしたうえで設定する。
- イ 特定教育・保育施設等の受入れや給付単価は、認可定員でなく、利用定員に基づいて運用されることになる。
- ウ 在籍児童数が認可定員を”下回っている”教育・保育施設等の場合は、現在の実員や本市の子ども・子育て支援事業計画などを踏まえて、認可定員と一致することを基本としつつ、認可定員を下回る利用定員の設定が可能となる。
- エ 一方で、在籍児童が認可定員を「上回っている」教育・保育施設等の場合は、認可定員と一致することを基本としつつ、認可定員の引き上げ等により、利用定員の範囲内での受け入れが可能となるよう個別に調整を行っていく。
- オ やむを得ず利用定員を超えて受け入れを行った場合には、適用される給付額単価の定員規模が実際の規模よりも小さく設定され、単価が高くなることから、適用される単価を適正化する観点から、2年間恒常的に2割以上の定員超過がある場合に、給付額の減額措置が適用される。

3 やはぎみやこ幼稚園の利用定員の設定

(1) 特定教育施設移行による認可定員と利用定員

全体	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
特定教育施設確認前の確保の内容 (認可定員)	225名	225名	225名	225名	225名
特定教育施設確認後の確保の内容 (利用定員)	—	135名	135名	135名	135名

(2) 利用定員の設定根拠

過去3年間の入所児童数及び在園児の推移を考慮し設定した。

(3) 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保の内容への影響

全体	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	5,536人	5,481人	5,424人	5,369人	5,313人
②確保の内容	6,093人	6,003人 (-90人)	6,003人 (-90人)	5,913人 (-90人)	5,913人 (-90人)
② - ①	557人	522人	579人	544人	600人